

東松島市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の人件費率
2年度	人 39,579	千円 39,632,695	千円 845,355	千円 3,396,639	% 8.6	% 8.2

(注) 1 普通会計には、公営企業職員(下水道)にかかる経費は含みません。

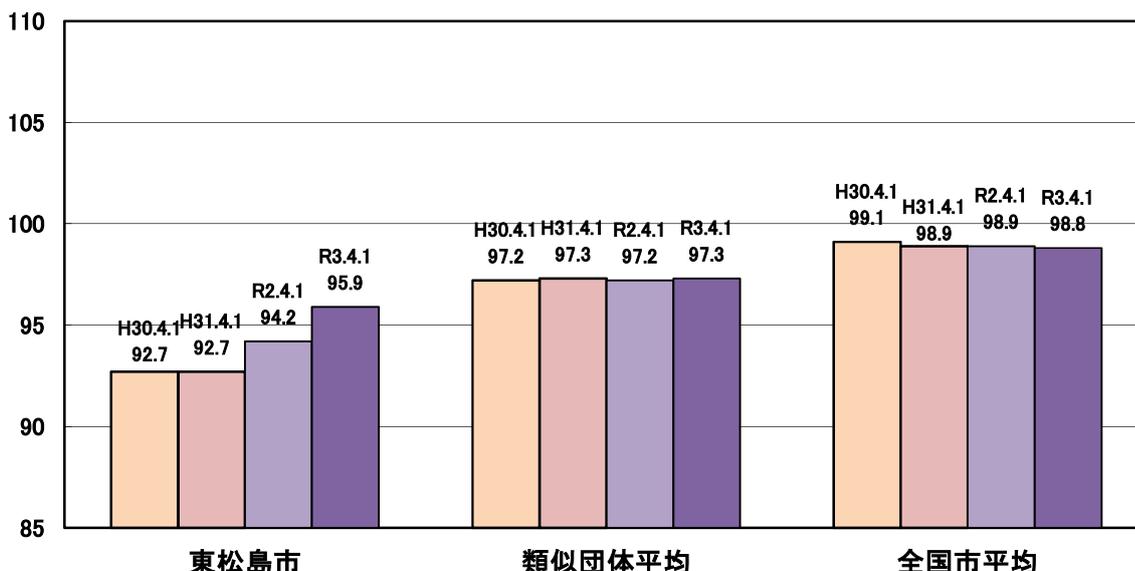
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度 (正職員・再任用職員)	人 366	千円 1,169,525	千円 244,234	千円 499,345	千円 1,913,104	千円 5,227	千円 5,800
2年度 (フルタイム会計年度任用職員)	人 18	千円 42,586	千円 627	千円 5,366	千円 48,579	千円 2,699	

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。

(注) 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

【実施】 【未実施】

実施内容(平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 行政職給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級及び2級の初任給にかかる号俸については据え置き、3級以上の級の高位号俸については最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国と同様。(本市は支給地域ではないため、支給地域に勤務する職員にのみ支給)
(実施時期) 平成27年4月1日より実施。国と同様に段階的に支給割合を上げます。

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東松島市(正職員・再任用職員)	42.5 歳	301,421 円	379,987 円	323,228 円
東松島市(フルタイム会計年度任用職員)	43.5 歳	185,490 円	188,975 円	185,490 円
宮城県	42.1 歳	318,668 円	431,517 円	354,807 円
国	43.0 歳	325,827 円	—	407,153 円
類似団体	42.3 歳	312,617 円	367,393 円	338,564 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
東松島市	47.5歳	10人	246,030円	271,750円	256,880円	-	-	-	-
うち用務員	50.1歳	5人	253,920円	271,737円	262,220円	用務員	50.3歳	235,200円	1.16
宮城県	53.1歳	148人	309,944円	351,623円	330,688円	-	-	-	-
国	50.9歳	2,201人	286,947円	—	328,603円	-	-	-	-
類似団体	51.7歳	9人	316,232円	338,660円	327,703円	-	-	-	-

(注) 1人当たり平均支給額欄は、対象となる職員が3人未満の場合、記載は省略させていただきます。(***)表記

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
東松島市	-	-	-
うち用務員	4,471,851円	3,186,100円	1.40

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(R1~R3の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値となっております。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しております。

(2) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区分		東松島市	宮城県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	189,600円	182,200円
	高校卒	150,600円	155,700円	150,600円
技能労務職	高校卒	147,900円	153,300円	—円
	中学卒	132,300円	136,500円	—円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和3年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	***	—	377,000円	401,925円
	高校卒	226,540円	***	344,600円	379,950円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	***

(注) 1人当たり平均支給額欄は、対象となる職員が3人未満の場合、記載は省略させていただきます。(***記)

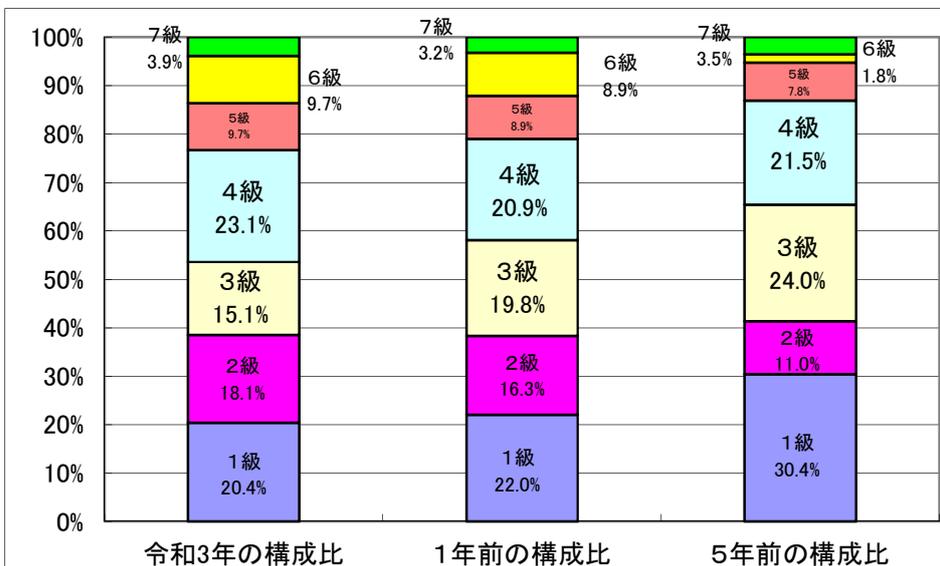
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和3年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容および代表的な職種	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長及び会計管理者の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 部長、会計管理者、議会事務局長	10人	3.9%	362,900円	444,900円
6級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 課長	25人	9.7%	319,200円	410,200円
5級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 課長補佐	25人	9.7%	289,700円	393,000円
4級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 係長・主幹	60人	23.1%	264,200円	381,000円
3級	主任の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 主任、技術主任	39人	15.1%	231,500円	350,000円
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務 主査、技術主査	47人	18.1%	195,500円	304,200円
1級	定型的な業務を行う職務 主事、技師	53人	20.4%	146,100円	247,600円

(注) 1 東松島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	東松島市		国	
	管理職	一般職員	指定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東松島市	宮城県	国
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,366 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,753 千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注) 2 会計年度任用職員は期末手当のみの支給です(支給率は正職員と同様)。

○ 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	東松島市		国	
	管理職	一般職員	指定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(令和3年4月1日現在)

東松島市				国			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分		最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)				定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			
(退職時特別昇給 なし)							
1人当たり平均支給額		3,582 千円	19,515 千円	1人当たり平均支給額		3,582 千円	19,515 千円

(注)1. 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)			2,292 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)			191 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	2 人	20 %
宮城県仙台市・富谷市	6 %	4 人	6 %

(4) 特殊勤務手当

支給実績(令和2年度決算)		8 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		2 千円		
手当の種類(手当数)		1 種類		
手当名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記に対する支給単価
感染症対策手当	新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う作業に従事した職員	感染症対策業務	8 千円	1日につき1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	120,432 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	336 千円
支給実績(令和元年度決算)	125,436 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	382 千円

(6) その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500円 ○配偶者以外 子 10,000円 ○その他扶養親族 6,500円 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同	—	38,090 千円	230,846 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給 ・部長 66,000円 ・参事・課長 44,000円 ・副参事 21,000円	同	—	21,624 千円	584,432 円
通勤手当	○交通機関の利用者 ・最も経済的・合理的な経路及び方法による定期券・回数券の価格 ※ただし、支給限度は55,000円 ○自動車等の使用者 ・2km以上 5km未満 2,000円 ・5km以上10km未満 4,200円 ・10km以上15km未満 7,100円 ・15km以上20km未満 10,000円 ・20km以上25km未満 12,900円 ・25km以上30km未満 15,800円 ・30km以上35km未満 18,700円 ・35km以上40km未満 21,600円 ・40km以上45km未満 24,400円 ・45km以上50km未満 26,200円 ・50km以上55km未満 28,000円 ・60km以上65km未満 29,800円 ・60km以上 31,600円	同	—	25,691 千円	80,788 円
住居手当	○27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃—16,000円 ○27,001円以上の家賃を支払っている職員 (家賃—27,000円)×1/2+11,000円 ※ただし、支給限度は28,000円	同	—	21,267 千円	276,196 円
単身赴任手当 ※1	○異動等により住居を移転し同居していた配偶者と別居し、単身で生活することになった職員 30,000円+交通距離に応じた加算額 ※ただし、職員の住居と配偶者の住居との距離が100km以上の場合は、距離数に応じて8,000円から70,000円を加算する	同	—	— 千円	— 円
宿日直手当	○宿日直を命ぜられた職員 ① 5時間以上 4,200円 ② 5時間未満 2,100円	同	—	— 千円	— 円
休日勤務手当	○休日(祝日・年末年始)において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員 ○支給額 1時間あたりの給料×(135/100)×勤務時間	同	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	○夜間(午後10時から翌日の午前5時)において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員 ○支給額 1時間あたりの給料×(25/100)×勤務時間	同	—	— 千円	— 円
災害派遣手当 ※1	○災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体から派遣された職員が、住所又は居住地を離れて東松島市の区域に滞在する場合につき日額3,970円から6,620円を支給する	同	—	23,808 千円	1,400,476 円

5 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

区 分		給料月額等	(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	市長	891,000 円	950,000 円	592,900 円
	副市長	707,000 円	781,000 円	587,900 円
報酬	議長	422,000 円	510,000 円	310,000 円
	副議長	372,000 円	455,000 円	280,000 円
	議員	348,000 円	430,000 円	260,000 円
期末手当	市長	(令和2年度支給割合) 3.35 月分		
	副市長	(令和2年度支給割合) 3.35 月分		
退職手当	市長	(算定方式) 891,000円×在職月数×0.44	(1期の手当額) 18,817,920円	(支給時期) 任期毎
	副市長	707,000円×在職月数×0.26	8,823,360円	任期毎
	備考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

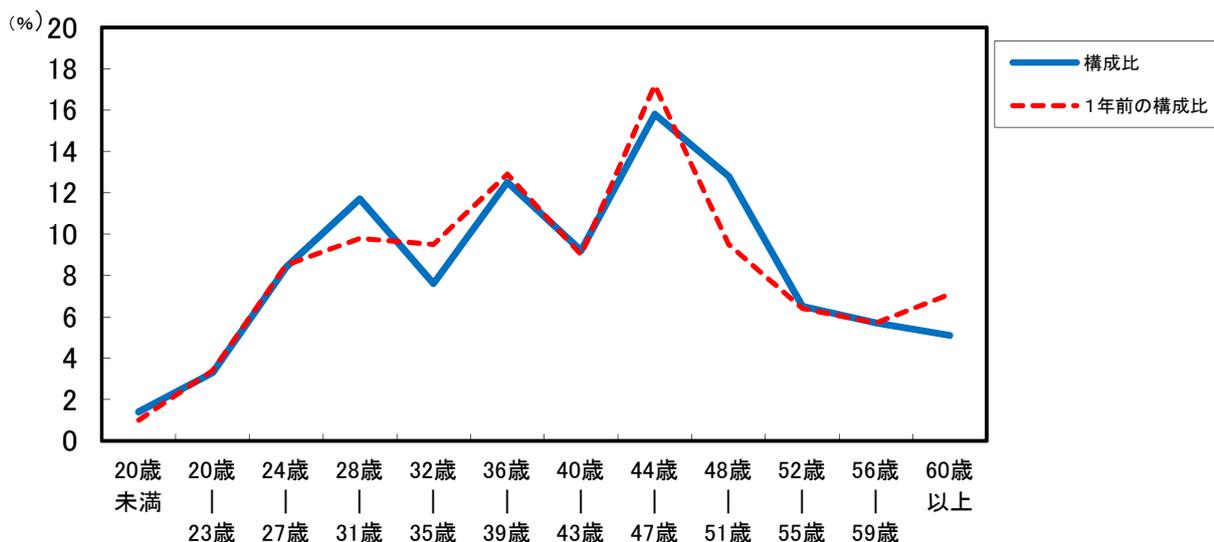
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和2年	令和3年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5人	5人	0人	
		総務	93人	88人	▲ 5人	組織改編による減
		税務	16人	15人	▲ 1人	復興業務完了に伴う減
		民生	85人	83人	▲ 2人	職員総数減による一律削減
		衛生	24人	25人	▲ 1人	
		農林水産	25人	23人	▲ 2人	復興業務完了に伴う減
		商工	11人	10人	▲ 1人	職員総数減による一律削減
		土木	58人	45人	▲ 13人	復興業務完了に伴う減
	計	317人	294人	▲ 23人	<参考> 人口1万人当たり職員数 74.28 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 74.95 人)	
		教育部門	49人	46人	▲ 3人	組織改編による減
	消防部門					
	小 計	366人	340人	▲ 26人	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.90 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 94.50 人)	
公営企業部等門	下水道	5人	10人	5人	会計間移動による増	
	国保・介護	18人	18人	0人		
	小 計	23人	28人	5人		
合 計		389人 [430人]	368人 [430人]	▲ 21人 [0人]	<参考> 人口1万人当たり職員数 93.62 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者や一部の派遣職員を含み、臨時・非常勤職員や短時間勤務職員を除いています。

(注) 2 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(令和3年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	5人	12人	31人	43人	28人	46人	34人	58人	47人	24人	21人	19人	368人

(3)職員数の推移

部門別	年 度						過去5年間の増減数(率)
	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	
一般行政	323	329	324	317	317	294	▲ 29 (9.0%)
教育	48	49	46	49	49	46	▲ 2 (4.2%)
普通会計	371	378	370	366	366	340	▲ 31 (8.4%)
公営企業等会計	20	21	22	25	23	28	▲ 8 (40.0%)
総合計	391	399	392	391	389	368	▲ 23 (5.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1)人件費の状況(下水道事業)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与 費比率 B/A
	千円	千円	千円	%
2年度	2,000,941	535,990	22,877	1.1

(注)1資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
2年度	5	12,629	1,519	5,261	19,409	3,882

(注)1職員手当には退職手当を含みません。

(注)2職員数は、令和2年4月1日現在の人数です。

(2)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
公営企業職員	44.5 歳	290,600 円	356,654 円	307,600 円
一般職	42.5 歳	301,421 円	379,987 円	323,228 円

(3)期末手当・勤勉手当

公営企業会計職員	
1人当たり平均支給額(2年度)	1,773 千円
(2年度支給割合)	一般職と同じ
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置 一般職と同じ

(4)退職手当(令和3年4月1日現在)

自己都合・勸奨・定年 一般職と同様の支給率

(5)地域手当(令和3年4月1日現在)

令和2年度 支給実績なし

(6)特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

令和2年度 支給実績なし

(6)時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	1,177 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	294 千円

(6)その他手当(令和3年4月1日現在)

手当名	国の制度との 異同	異なる 内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	同	—	1,212 千円	*** 円
管理職手当	同	—	528 千円	*** 円
通勤手当	同	—	315 千円	78,600 円
住居手当	同	—	- 千円	- 円
単身赴任手当	同	—	- 千円	- 円
宿日直手当	同	—	- 千円	- 円
休日勤務手当	同	—	- 千円	- 円
夜間勤務手当	同	—	- 千円	- 円
災害派遣手当	同	—	- 千円	- 円

(注) 1人当たり平均支給年額欄は、対象となる職員が3人未満の場合記載を省略しています。